

重要事項説明書

この重要事項説明書(以下「本書面」といいます)は、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の13、第2条の14、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)、および小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年経済産業省令第58号)に基づき小売電気事業者が、需要家のお客さまに、契約に先立ってあらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。また、本書面に記載事項を説明後、本書面をお客さまに交付します。

なお、本書面の内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

本説明書の項番号と『小売電気事業の登録の申請等に関する省令』第3条第1項の号番号の対応は以下の通りです。

本説明書1項→省令1号 / 2項→3, 18号 / 3項→5号 /
4項→7, 13号 / 5項→9, 14号 / 6項→8, 9号 /
7項→19, 20, 21号 / 8→22号 / 9項→9号 /
10項→15, 24号 / 11項→25号

チェック欄	1. 電気小売事業者 氏名・名称	約款該当条文
□	株式会社オカモト 〒080-0804 北海道帯広市東4条南10丁目2番地 電話番号:0155-22-3200 登録番号:A0318	
□	2. 各種お問合せ先 【電気料金、契約変更その他契約に関する事項全般のお問合せ先】 株式会社オカモト（エナジーマーケティングカンパニー サポートデスク事業部） 電話番号:0155-22-3205 コールセンター:0120-989-155 （平日8時30分～17時30分、土日祝日及び年末年始は休業） 【停電その他電気事故等に関する緊急のお問合せ先】 北海道エリア:北海道電力株式会社 送配電カンパニー 業務部 託送サービスセンター 電話番号 :0570-080-500 東北エリア :東北電力株式会社 ネットワークサービスセンター 電話番号 :0120-175-366 東京エリア :東京電力パワーグリッド株式会社 電話番号 :0120-995-007 03-6375-9803(有料)	
□	3. 電気需給契約の申込み方法 低圧:当社webサイト等での電子的な申込、あるいは当社指定の申込用紙に必要事項※1を記載の上提出していただきます。 高圧以上:電力使用状況の調査票等を基に作成した見積書に同意後、電力受給契約書への押印をもって契約(書)の締結とさせていただきます。 ※1:お客様氏名・住所・連絡先、供給地点特定番号・お客様番号、支払方法の情報が必要になります。	
	4. 供給電力、供給電力量の計測方法、料金の算出方法、調定方法 1. 電気料金の算定期間 (1)電気料金は、お客さまとの電気需給契約書に記載の需給開始日から適用し、算定期間は原則として電気需給契約書に定める毎月の検針基準日の間の1月といたします。 (2)日割り計算 電力供給の開始・廃止、契約変更等が生じた場合の電力料金について、基本料金は日割り計算(下記の計算方式)により精算し、電力量料金は、使用分につき精算いたします。 $\text{基本料金} = 1\text{月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{該当月の日数})$ 2. 電気料金の算定方式、計量方法（常時電力※1） (1)電気料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、算定の結果は、料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。 $\text{電気料金} = \begin{array}{l} \text{基本料金(力率割引・割増を含む)} \\ + \text{電力量料金(燃料費調整額を含む)} \\ + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \end{array}$ (2)基本料金 ア 基本料金は当月につき、契約電力、基本料金単価から、以下の算式により算定される金額といたします。 $\text{基本料金} = \text{契約電力(kW)} \times \text{基本料金単価} \times ((185 - \text{力率} \text{※3}) / 100)$ イ 常時電力の契約電力は、原則として以下の2通りにより定めます。 (i)契約電力が500キロワット以上、または特別高圧供給のお客さまの場合(協議制) 契約電力は、1年間を通じての最大の負荷を基準とし協議により契約により予め定めます。なお、当月の最大需要電力を超えた場合には、当社はお客さまと協議した上で、契約電力を適切なものに変更してもらう場合がございます。 (ii)契約電力が500キロワット未満のお客さまの場合(実量制) 各月の契約電力は、原則として当月の最大需要電力※4と前11ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値となります。なお、実量制のお客さまが、当月の最大需要電力が500キロワットを超えた場合、当社はお客さまと協議をした上で、契約電力を協議制に変更してもらう場合がございます。 ウ 基本料金単価は、お客さまとの電気受給契約書により定めます。	第18条 第19条 第22条 第15条 第20条 第21条

<input type="checkbox"/>	<p>(3)電力量料金 ア 電力量料金は、算定期間における使用電力量と、電気需給契約に定めた電力量料金単価および燃料費調整単価※5から、以下の算式により算定される金額といたします。 電力量料金 = 使用電力量(kWh) × (電力量料金単価(円/kWh) + 燃料費調整単価(円/kWh))</p> <p>イ 使用電力量は、記録型計量器により30分単位で計量し、算定期間におけるその値の合計値(kWh)とします※6。</p> <p>ウ 電力量料金単価は、お客さまとの電気受給契約により定めます。</p> <p>※1 常時電力の他、自家発補給電力、予備電力の契約をご検討いただく場合には、約款の該当項目(自家発補給電力:第16条、予備電力:第17条)を参照の上、説明をさせていただきます。 ※2 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき再生可能エネルギーで発電した電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、使用電力量に応じてご負担いただくものです。 ※3 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とし、力率の算定は、所轄の一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行います。 ※4 最大需要電力の計量は、需給契約書に定める検針基準日における検針日に記録型計量器により30分ごとに計量された値の最大値といたします。 ※5 火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動を電気料金に迅速に反映させるため、その増減に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。 ※6 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合、それらはお客さま、一般送配電事業者および当社の3者の協議によって定めます。</p>	第20条 第21条
5. 料金の支払い時期、方法、および遅延利息		
<input type="checkbox"/>	<p>(1)支払時期 毎月の料金は月末日に締め切り、翌月に請求させていただきます。決済日及び引落日は支払方法によって異なります。</p> <p>(2)支払方法 銀行自動引落(口座振替)、クレジットカード、コンビニ支払(※支払手数料300円(税抜)がかかります)の中からお選びいただけます。</p> <p>(2)解約手数料等 解約手数料等はありません。ただし、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金及び工事費の精算金額の支払いを求められて場合には、お客様は当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社に支払うものとします。</p> <p>(3)遅延利息 お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて年10パーセントの割合の延滞利息を申し受けます。料金支払いの遅延は解約事由に該当します。</p>	第23条 第24条 第25条 第43条
6. 設備工事等、電気供給に伴うお客様の負担事項		
<input type="checkbox"/>	<p>(1)設備工事等の負担 契約電力を新規契約または増加等させる際、当社と一般送配電事業者との接続供給契約に基づき、お客さまの需要地点における供給設備、引込線、計量器等については、原則として一般送配電事業者の負担で取り付けます。 <u>ただし、接続供給契約に基づき当社の負担とされる計量器、変成器、二次側配線等がある場合には、お客さまに負担していただきます。</u></p> <p>(2)用地の確保の協力 お客さまにおかれましては、供給設備のために必要な用地の確保等について協力していただきます。</p> <p>(3)実費精算 お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。</p>	第45条 第46条 第48条
7. 契約電力・契約受電設備を、新規契約・設定または増加をした場合における1年間の廃止・減少に関する制限および精算金の発生		
<input type="checkbox"/>	<p>(1)新規契約の取扱い方法に準拠 お客さまが契約電力または受電設備の変更を希望される場合、原則として新規契約に準じた取扱いになります。</p> <p>(2)1年間の廃止・契約変更の制限 <u>契約電力を新たに設定または増加させた場合、または契約受電設備を新たに設定または増加した場合、原則としてそれ以降1年間は廃止または減少もしくは減設はできません。</u></p> <p>(3)三か月前通知による例外 お客さまがやむを得ず解約する場合(需要地点の消滅等を除く)、当社に対して契約電力の変更希望日の3ヶ月前までに書面で通知し、お客さまおよび当社の双方が合意した場合に限り、廃止・減少を認めさせていただきます。 <u>この場合、当社は託送供給約款に基づき一般送配電事業者から託送料金に関する臨時精算金および工事費精算金の請求を受けるため、当社はお客さまに対し契約残余期間に応じた違約金および工事費精算金を申し受けます。</u></p>	第38条 第41条 第42条

	<p>8. 当社から契約の変更または解約に関する事項</p> <p>(1) 契約電力超過による契約電力増加変更 協議制のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合、または実量制のお客さまの当月の最大需要電力が500kWを超えた場合には、当社はお客様と協議の上、翌月からの契約電力を適切なものに変更していただきます。</p> <p>(2) 一般電気事業者の料金変更に伴う当社の料金の改定 当社は、所轄の一般電気事業者の約款等の改定により一般電気事業者の料金が改定された場合は、契約期間にかかわらず、需給契約における料金単価を変更することができるものとします。</p> <p>(3) 当社からの解約 当社は、本説明書9(2)記載の事由により契約を解除するほか、当社がお客さまとの契約をやむを得ず解約する場合があります、その際は3ヶ月前に通知するものとします。</p>	<p>第38条</p> <p>第39条</p> <p>第43条</p>
	<p>9. 電気供給の中止・制限および停止、解除、損害賠償、免責に関して</p> <p>(1) 電気供給の中止・制限 一般送配電事業者は、電気供給に必要な設備のトラブルなどにより、お客さまに対して供給の中止や使用の制限などをする場合がございます。</p> <p>(2) 電気供給の停止、解約、免責 お客さまの電気の使用方法が保安上の危険があること、もしくは電気工作物に問題がある場合、不正な電気使用、または電気料金の支払いが行われない場合などの事由があるとき、一般送配電事業者は電気供給停止をする場合があります。 また、それらの事由が一般送配電事業者の定めた期日までに解消されない場合は、需給契約を解約および損害賠償請求をすることがあります。 なお解約や事故などによりお客さまが電気を使用できない結果、損害が生じた場合であっても当社は責任を負いません。</p>	<p>第34条</p> <p>第31条</p> <p>第42条</p> <p>第37条</p>
	<p>10. 所轄の一般送配電事業者から当社およびお客さまに求められる協力事項</p> <p>(1) 立入り許諾 小売供給を行うに当たり必要な供給設備、計量器等の工事、計量値の確認、保安作業、及び電気工作物の検査等を行うために一般送配電事業者など関係事業者が必要地点の敷地内などに立ち入ることがあり、お客さまにおかれましては正当な理由がない限りこの立入りを承諾していただきます。</p> <p>(2) 停止作業時の処理 電気供給の停止作業をする際、需要家の電気設備に適切な処理をするためにご協力いただきます。</p> <p>(3) 調整装置、保護装置の設置依頼 お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用や、一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼすことがないよう、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を設置いただく場合がございます。</p> <p>(4) お客さまからの通知 需要地点において電気工作物に故障・異常が疑われる場合、またはお客さまにおいて供給設備に影響を与えるような工事・修繕等を行う場合において、お客さまは、すみやかにその旨を一般送配電事業者および当社に通知していただきます。</p> <p>(5) 情報・データの提供および連絡体制の構築 お客さまは、当社と一般送配電事業者が接続供給契約を締結する際に、一般送配電事業者から当社に対し、お客様の最大需要電力、同時同量用の30分毎使用電力量データおよびその他接続供給契約に必要な情報・データを提供することあらかじめ同意していただきます。 お客さまは、当社および一般送配電事業者と需給契約、接続供給契約上、必要な連絡体制をとっていただきます。</p>	<p>第29条 (託送約款 第37条)</p> <p>第31条</p> <p>第30条 (託送約款 第38条)</p> <p>第51条</p> <p>第51条 第52条</p>
	<p>11. 契約・約款変更、手続き期間の遵守</p> <p>(1) 約款、供給条件の変更 法令・条例・規則等の変更、一般送配電事業者の定める約款等が変更された場合、またはその他当社が供給条件の変更が必要と判断した場合、当社は、小売供給約款・小売供給契約等の供給条件を変更することがあります。 この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。</p> <p>(2) 手続き期間の遵守 お客様が、契約電力変更、設備変更、名義変更等を希望する場合、当社は、一般送配電事業者に対して所定の変更手続きを申請し、その際は所定の手続期間がかかります。そのため、お客様の変更申込みは、当社が規定する変更手続き期間を遵守していただき、またそれ以降の変更申込みについてはお客様のご希望に添えない場合がございますので予めご了承願います。</p>	<p>第2条 第39条</p> <p>第38条 第39条 第40条</p>

(説明をした者) 会社名 : 株式会社オカモト

担当者 : _____ 印

上記の者から契約に関する重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

平成 ____年 ____月 ____日

(お客様の氏名) 会社名 : _____

氏名 : _____ 印